

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況		預貯金の資産状況	居住費(滞在費)				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円
	2	住民税非課税世帯 世帯全員が		老齢福祉年金受給者の方	(320円)			
		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下の方		490円	370円	820円	490円	390円
3		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超の方	1,310円	370円	1,310円	1,310円	650円	
			(820円)					



令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況		預貯金の資産状況	居住費(滞在費)				食費	
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
1	生活保護受給者の方		単身:1,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円	300円
	2	住民税非課税世帯 世帯全員が	夫婦:2,000万円以下	(320円)					
老齢福祉年金受給者の方			490円	370円	820円	490円	390円	600円	
		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	(420円)					
3-①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
				(820円)					
3-②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
				(820円)					

\* ( ) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

\* 配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても課税状況等を勘案します。  
婚姻届を出していない事実婚の場合や長期間別居している場合も配偶者に含みます。

\* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。